

「除染太助」支給内規

1. 目 的

追加被ばく線量が、年間5ミリシーベルト以下の地域（以下「Cエリア」という。）において、市民又は町内会等の団体が自らホットスポット除染を行う場合、除去物保管のための容器を支給することにより、市民の健康被害の低減をめざす。

2. 支給対象

市民又は町内会等が除染作業で発生した除去物を一時保管する場合に支給する。

3. 支給物品

除染太助

〔 内容量：200ℓ、重量：12.0Kg
外寸：φ586×883mm、開口部内径：φ522mm 〕

4. 支給対象範囲

支給物品個数は、敷地面積に応じ、次のとおり支給する。

敷地面積	500 m ² 未満	2 個以内
	500～1,000 m ² 未満	5 個以内
	1,000 m ² 超	8 個以内

市民へ支給物品個数は、1世帯1個を標準とし敷地面積、除染対象実態を勘案し支給する。その場合は、上記記載の範囲内で支給する。

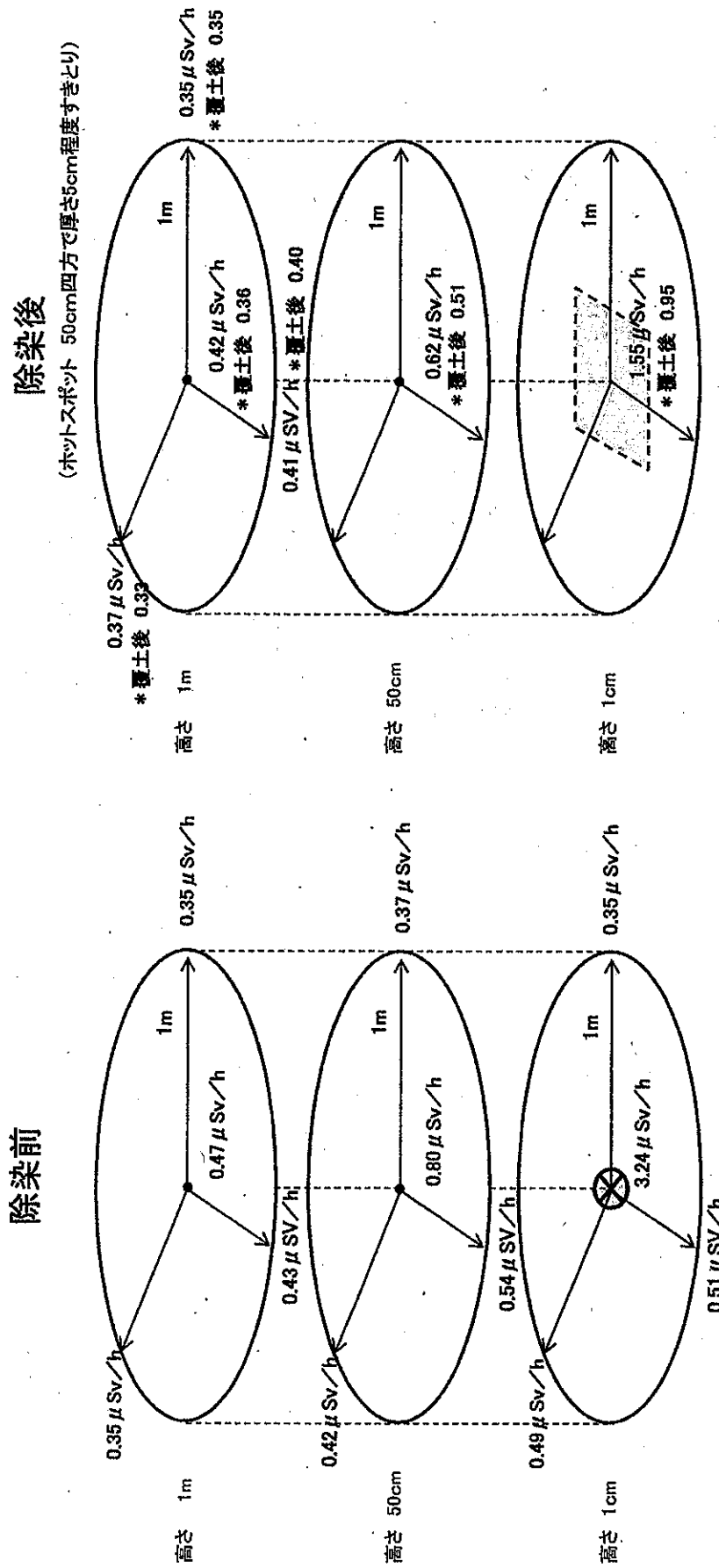
5. 管理

- ・町内会等の団体は、除去物保管場台帳を作成・管理するとともに、台帳の写し1部を市に提出する。
- ・3ヶ月に1回程度、保管場所の線量を測定するとともに、「除染太助」の状態を確認し、異常が認められた場合は速やかに市に報告する。
- ・市民（個人）の場合は、除去物保管（台帳作成・管理、線量測定）の対象としない。

6. その他

- ・町内会等の団体が保管場所を確保する場合は、保管場所の近隣者等の同意を得る事。
- ・町内会等以外の団体が除染作業を実施する場合は、規約等の提出を求める場合がある。

Cエリアのホットスポット除染例(その1)



平成24年10月17日

測定器: NaIシンチレーションサンプラー(伊達-39)

雨樋排水口下のホットスポット(梁川町堰本地区W様宅)

高さ	除染前	除染後	覆土後
1m	0.47 $\mu\text{Sv/h}$	0.42 $\mu\text{Sv/h}$	0.36 $\mu\text{Sv/h}$
50cm	0.80 $\mu\text{Sv/h}$	0.62 $\mu\text{Sv/h}$	0.51 $\mu\text{Sv/h}$
1cm	3.24 $\mu\text{Sv/h}$	1.55 $\mu\text{Sv/h}$	0.95 $\mu\text{Sv/h}$